

特定口座・特定管理口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この約款は、お客様が株式会社 CONNECT (以下、「当社」といいます。)に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する特定口座及び同法第 37 条の 11 の 6 に規定する特定口座における上場株式配当等の受領並びに租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>2. (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 27 条</p> <p>この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この約款は、お客様が大和コネクト証券株式会社 (以下、「当社」といいます。)に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する特定口座及び同法第 37 条の 11 の 6 に規定する特定口座における上場株式配当等の受領並びに租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 27 条</p> <p>この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2020 年 5 月 27 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 株式会社 CONNECT</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 大和コネクト証券株式会社</p>

以上